⑹　納入場所　広島県三原市本郷町善入寺64―34（広島空港内）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　大阪航空局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑷　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」の「Ａ等級」又は「Ｂ等級」に格付けされている者であること。なお、当該資格を有しない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑸　調達物品の製造及び保守に関し、下記の実績及び能力を有する者であること。

①　平成13年４月１日以降において、調達物品又は同種物品（公共機関における情報通信網を利用した電力監視制御装置）を製造し納入した実績を有すること。

②　「サービス・修理体制」の部門及び人員が適正に配置されていること。

③　夜間・休日の緊急連絡体制が確立されていること。

④　障害発生時の技術者の派遣対応が24時間以内にできる体制であること。

⑤　納入後15年以上部品を補給できること。

⑥　部品発注から３か月以内に補給可能であること。

⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の配布場所及び問い合わせ先

〒540―8559 大阪市中央区大手前４－１－76大阪合同庁舎第４号館15階　国土交通省大阪航空局総務部経理課契約係　電話06―6949―6206　ＦＡＸ06―6949―6220

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑶　入札説明書及び仕様書の配布方法　平成28年９月30日より平成28年10月31日まで縦覧に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。なお、⑴の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、⑴に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成28年10月31日17時00分

⑸　電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限　平成28年11月22日17時00分　ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。

⑹　開札の日時及び場所　平成28年11月24日15時00分　国土交通省大阪航空局13階入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

ⓐ　電子入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: YOSHIYUKI HOSHIYAMA Director-General of West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the products to be procured: 16

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Moniter and Control System for Power Supply Equipment 1 Set

⑷　Delivery period: March 28, 2017

⑸　Delivery place: As the tender explanatory pamphlet shows

⑹　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consentnecessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.

④　have Grade A or B “Manufacturing” interms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016／2017／2018

⑤　have proven to have actually manufactured and have the ability to manufacture the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned.

⑥　prove to have prepared a system to provide rapid maintenance service and parts supply for the procured product.

⑻　Time-limit for tender: 17: 00 November 22, 2016; 15: 00 November 24, 2016 in case of by hand

⑼　Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 4―1―76 Otemae Chuo-ku Osaka 540―8559 Japan TEL 06―6949―6206